

I 支援事業について

Q1 どのような制度ですか？

A1 原油価格や電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けた市内ものづくり企業等に対し、事業継続に必要なエネルギー関連経費の一部を緊急支援するものです。

Q2 ものづくり企業等とは？

A2 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項第1号に規定する中小企業者で同号の製造業または運輸業(道路貨物運送業あるいは倉庫業に限る。)に属する事業を主として営んでいる中小企業、小規模事業者または個人事業主です。

Q3 エネルギー関連経費とは？

A3 事業継続のため、1 か月に支払った

○電気=特別高圧・高圧・低圧その他事業に必要な電気(電力)

○ガス=LP ガス・都市ガスその他事業に必要なガス

○石油関係=ガソリン・軽油・灯油・重油その他事業に必要な燃料 以上三種類の経費です。
その中で支援対象となるのは、任意の一種類です。

Q4 交付要件は？

A4 令和 6 年 12 月から令和 7 年 9 月までに支払った(1か月単位)エネルギー関連経費のうち、いずれか一種類のエネルギー関連経費の支払い実績が、10 万円以上の中小企業、小規模事業者又は個人事業主です。

Q5 支援の対象者は？

A5 以下の①～⑥のすべてに該当するものです。

② 鈴鹿市内に事業所(支店・工場等)を有する中小企業、小規模事業者又は個人事業主

②令和 6 年 12 月から令和 7 年 9 月までに支払った(1か月単位)エネルギー関連経費のうち、電気、ガス、石油関係の三種類の中で、いずれか一種類のエネルギー関連経費の支払い実績が、10 万円以上である。

③中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項第1号に規定する中小企業者で同号の製造業または運輸業(道路貨物運送業あるいは倉庫業に限る。)に属する事業を主として営んでいるもの

④申請日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある。

⑤製造・販売する商品等が公序良俗に反しないもの

⑥市税を滞納していないもの

【対象外】※①～⑥に関わらず、下記に該当するものは対象外とします。

- ・政治団体、宗教上の組織または団体
- ・申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年3月 28 日条例第2号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員または暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合
- ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの及び発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している等の中小企業（みなし大企業）
- ・本市から同様のエネルギー関連経費に対して、支援金、補助金、その他名称のいかんを問わず交付される制度の対象事業者
- ・テナント運営等（倉庫業）の場合、電気料金やガス料金の実費を別途徴収している事業者
- ・支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

Q6 個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すればよいか？

A6 個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q7 個人事業主の住民登録は鈴鹿市であることが必要か？

A7 個人事業主の住民登録が鈴鹿市外であっても対象事業を営む事業所が市内にあれば支援対象となります。ただし、エネルギー関連経費（支援対象経費）は、市内の事業所で使用したものに限られます。

Q8 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるか？

A8 申請は、法人または個人事業主が対象となるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q9 複数の会社を経営している場合、別法人であれば、それぞれの法人で申請することができるのか？

A9 申請は、法人または個人事業主が対象となるため、申請することができます。

Q10 製茶業は対象か？

A10 令和6年度に「茶業燃料価格高騰緊急対策事業」を実施しておりますので、製茶業は対象外となります。

Q11 「みなし大企業」は対象になるか？

A11 対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

Q12 支援金額は？

A12 1 か月のエネルギー関連経費支払い実績に応じて段階的に 5 万円から 100 万円までを以下のとおり支援金として交付します。

市内事業所において、1か月単位で支払ったエネルギー関連経費のうち、いずれか任意で選択した一種類のエネルギー関連経費の支払い実績が以下の金額の場合	
補助対象経費	支援金額
(1) 10 万円以上 50 万円未満	5 万円
(2) 50 万円以上 100 万円未満	10 万円
(3) 100 万円以上 200 万円未満	20 万円
(4) 200 万円以上 300 万円未満	40 万円
(5) 300 万円以上 400 万円未満	60 万円
(6) 400 万円以上 500 万円未満	80 万円
(7) 500 万円以上	100 万円

※申請は1対象者につき1回限りとし、期間中に該当する月が複数月あっても補助対象経費は任意の1か月分のみとします。

※月末締め翌月末払いの場合で、翌月末が土・日で翌々月のはじめに支払った場合は、同月内に支払ったエネルギー関連経費のどちらか1つが対象です。

(例) 4 月使用分の5月末払い(6月2日払い)と5 月使用分の 6 月末払い(6月 30 日払い)はどちらも6月中の支払いですが、対象となるのはどちらか1か月分です。

※契約上、複数月分をまとめて、ある月に支払う場合は、1 回の支払いであっても、当該月数(契約上の複数月)で割った1か月分が対象となります。

Ⅱ エネルギー関連経費について

Q13 エネルギー関連経費は税込みで算出するのか？

A13 エネルギー関連経費は税込みで算出してください。

Q14 エネルギー関連経費は、使用月で算定するのか、それとも支払い月で算定するのか？

A14 支払い月で算定してください。

Q15 事業所が市内に複数ある場合、同じ月のエネルギー関連経費であれば合算できるのか？

A15 例えば、同じ月の電気料金とガス料金を合算するなど、違う種類のエネルギー関連経費を合算することはできませんが、電気、ガス、石油関係の三種類のうち、一種類を選んで、ちがう事業所分を合算することはできます。ただし、事業所の所在地は市内に限ります。

Q16 会社で社員寮を持っており、その社員寮の電気料金の一部を会社が負担している。会社が負担している電気料金を事業所のエネルギー関連経費として合算してもよいのか？

A16 社員寮の電気料金は、対象外です。合算することはできません。市内の事業所において、製品生産等に係る事業継続に必要なエネルギー関連経費のみ対象です。

Q17 エネルギー関連経費は、市内の事業所で使用したものに限られるか？

A17 市内の事業所で使用したものに限られます。申請時に市外の事業所分の経費を合算しないようにしてください。

Q18 エネルギー関連経費のうち、事業（作業所）で利用しているものと家事（家）で利用しているものが混在している場合は、家事按分しないといけないのか？

A18 エネルギー関連経費は、家事按分の必要があります。税務申告等を基準に適正に按分してください。その際に按分方法等、詳細を明記してください。

Q19 エネルギー関連経費の支払いをクレジットカード払いで支払っているため、領収書がないが、申請できるか？

A19 クレジットカード決済の場合、エネルギー関連経費の請求金額と支払ったことが確認できる書類（資料）が必要です。クレジット会社から発行される、そのエネルギー関連経費の請求明細書の写しと支払ったことが確認できる通帳の写しを申請時に添付してください。

Ⅲ その他について

Q20 申請書類の入手方法は？

A20 鈴鹿市のウェブサイトからダウンロードして入手できます。あるいは、ものづくり産業支援センターの窓口でお渡します。

Q21 申請期間は？

A21 令和 7 年 3 月 21 日（金）から令和 7 年 10 月 31 日（金）17 時までです。（郵送の場合は当日消印有効）

Q22 申請書類の提出先は？

A22 〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 鈴鹿市役所別館第3の 2 階
鈴鹿市ものづくり産業支援センター内

鈴鹿市物価高騰対策ものづくり企業等支援事務局 宛

電話番号 059-327-5414（直通）

受付時間 平日の9時から 17 時まで（年末年始を除く）

Q23 申請方法は？

A23 提出先に直接持参あるいは郵送にて申請してください。

Q24 問合せ先は？

A24 提出先と同じです。

鈴鹿市物価高騰対策ものづくり企業等支援事務局（鈴鹿市ものづくり産業支援センター内）

電話番号 059-327-5414（直通）

受付時間 平日の9時から 17 時まで（年末年始を除く）

Q25 申請書類等は支援金が支給されたら捨ててよいか？

A25 本事業に関する書類は、令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間保存してください。